

報告第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、承認を求める。

平成 24 年 6 月 8 日提出

市川市長 大 久 保 博

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、次のとおり専決処分する。

市川市税条例の一部を改正する条例（別紙）

理 由

地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が平成24年3月31日に公布されたことに伴い、市民税等の課税事務についてもこれと同様の措置を直ちに講ずる必要があるため、市川市税条例の一部を改正する条例について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分を行うものである。

平成24年3月31日

市川市長 大 久 保 博

市川市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 31 日

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 22 号

市川市税条例の一部を改正する条例

市川市税条例（昭和 29 年条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

第 54 条第 7 項中「第 10 条の 2 の 11」を「第 10 条の 2 の 10」に改める。

附則第 11 条の見出し中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 6 号中「附則第 18 条第 7 項」を「附則第 18 条第 6 項」に、「附則第 19 条の 4 第 5 項」を「附則第 19 条の 4 第 3 項」に改める。

附則第 11 条の 2 の見出しを「（平成 25 年度又は平成 26 年度における土地の価格の特例）」に改め、同条第 1 項中「平成 22 年度分」を「平成 25 年度分」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改め、同条第 2 項中「平成 22 年度適用土地」を「平成 25 年度適用土地」に、「平成 22 年度類似適用土地」を「平成 25 年度類似適用土地」に、「平成 23 年度分」を「平成 26 年度分」に改める。

附則第 12 条の見出し及び同条第 1 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 2 項中「住宅用地又は商業地等」を「商業地等」に、「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、「、住宅用地にあつては 10 分の 8、商業地等にあつては」を削り、同条第 3 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成 24 年度から平成 26 年度まで」に改め、同条第 4 項を削り、同条第 5 項中「平成 21 年度から平成 23 年度まで」を「平成

24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第5項とする。

附則第13条（見出しを含む。）中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第13条の3第1項中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項」を「前項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項を削る。

附則第15条第1項中「第6項」を「第5項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条第2項中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改める。

附則第22条の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改める。

附則第24条の見出し中「適用期間」を「適用期間等」に改め、同条中「附則第45条第2項」を「附則第45条第3項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条第3項若しくは第4項又は第13条の2第1項から第5項までの規定の適用を受けた場合における附則第7条の3及び第7条の3の2の規定の適用については、附則第7条の3第1項中「法附則第5条の4第6項」とあるのは「法附則第45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4第6項」と、附則第7条の3の2第1項中「法附則第5条の4の2第5項」とあるのは「法附則第

45条第4項の規定により読み替えて適用される法附則第5条の4の2第5項」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 改正後の市川市税条例（以下「新条例」という。）附則第24条の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 改正前の市川市税条例（以下この項において「旧条例」という。）附則第12条第2項（住宅用地に係る部分に限る。）及び第4項並びに第13条の3第2項及び第4項の規定は、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。次項において「平成24年改正法」という。）附則第9条第1項の規定の適用を受ける土地に対して課する平成24年度分及び平成25年度分の固定資産税については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

旧条例附則第	前項	附則第12条第1項
12条第2項	平成21年度から平成23年度までの各年度分	平成24年度分及び平成25年度分
	10分の8	10分の9
旧条例附則第	0.8	0.9
12条第4項	平成21年度から平成23	平成24年度分及び平成25

	年度までの各年度分	年度分
	第 1 項	附則第 1 2 条第 1 項
旧条例附則第 1 3 条の 3 第 2 項	前項 平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの各年度分	附則第 1 3 条の 3 第 1 項 平成 2 4 年度分及び平成 2 5 年度分
	1 0 分の 8	1 0 分の 9
旧条例附則第 1 3 条の 3 第 4 項	0 . 8 平成 2 1 年度から平成 2 3 年度までの各年度分	0 . 9 平成 2 4 年度分及び平成 2 5 年度分
	第 1 項	附則第 1 3 条の 3 第 1 項

- 3 平成 2 4 年改正法附則第 9 条第 1 項及び前項の場合における新条例の規定（固定資産税に関する部分に限る。）の適用については、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 1 4 条	又は第 1 3 条の 3	若しくは第 1 3 条の 3 又は市川市税条例の一部を改正する条例（平成 2 4 年条例第 2 2 号。以下「平成 2 4 年改正条例」という。）附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 2 4 年改正条例による改正前の市川市税条例（以下「平成 2 4 年改正前の条例」という。）附則第 1 2 条第 2 項若しくは第 4 項
-----------	--------------	--

	附則第 13 条の 3	附則第 13 条の 3 又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 13 条の 3 第 2 項若しくは第 4 項
附則第 15 条 第 1 項	から第 5 項まで	から第 5 項まで又は平成 24 年改正条例附則第 3 条第 2 項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される平成 24 年改正前の条例附則第 12 条第 2 項若しくは第 4 項